

2、地方厚生局（支）局

開設する診療所において保険診療を行うためには、開設する診療所を管轄する地方厚生（支）局の管轄事務所（各都道府県）に保険医療機関指定申請書（※図表 3）を提出し、指定医療機関コードを発行してもらう必要があります。この申請は、毎月 1 回で、書類提出の締切日（日）が、予め定められています。この締切日は各管轄事務所によって異なりますが、各地方厚生（支）局のホームページで各管轄事務所の月別締切日を確認することができます。事前に保険医療機関指定申請の締切日を確認しておきましょう。添付書類として、保健所から交付を受けた開設届の副本のほか、（※図表 4）の様式があります。

【ポイント】

保険医療機関指定申請を提出する際に、事前に保健所より交付された診療所開設届の副本を添付して提出いたします。従いまして保健所にて開設届が受理された後にしか保険医療機関指定申請はできません。開設届の副本交付に手間取り、地方厚生（支）局への書類提出締切日を過ぎてしまうと、診療開始の時期が最低一ヶ月先に延びてしまいます。実務的なスケジュールとしては、保健所への診療所開設届作成と同時に保険医療機関指定申請書も作成し、診療所開設届の提出前に地方厚生（支）局管轄事務所の担当官に申請予定書類の事前チェックを受けておくことをお勧めします。

この他に、地方厚生（支）局にて行う手続きとして、基本診療料の施設基準等に係る届出書・特掲診療料の施設基準に係る届出書などがあります。保険診療料の中には、施設基準の要件を満たし、かつ届出をしない限り所定の点数を算定することができないものが数多く存在します。こちらも保険医療機関指定申請書と同様に、都道府県事務所ごとに毎月締切日が設けられているので注意が必要です。保険医療機関指定申請の事前相談に出向くと、施設基準の届出の説明を担当官から受けることとなります。保険診療開始月から全ての診療に関して所定の点数を算定できるようにする為に、予定している診療内容に関して担当官と充分相談しておくといいでしょう。